

## □活動方針

2021年度は、COVID-19の感染拡大が続く中、With/Afterコロナ下におけるJSCAの活動の在り方について模索しながら活動する1年であった。2022年度は、昨年度の状況を踏まえて、With/Afterコロナ下で積極的に活動を行ってきたい。

「JSCA中期ロードマップ」は、2021年度実行へ向けての具体策が検討され、2022年度からそれを実行する段階となっている。実行に当たっては、昨今のコロナ禍による社会状況の変化も踏まえて、オンラインを最大限活用し、より多くの会員が参加しそのメリットを享受しやすいイベントや講習会などの開催方法も新たに盛り込む。本部主催のイベントに支部の会員が、支部のイベントに他支部の会員が参加しやすい環境を作っていく。さらには、支部会員も本部の活動に直接参加できる環境を整えていく。このような活動を通して、会員に開かれたJSCAを目指し、会員への情報発信の充実をさらに進める。これら施策の具体化は、一部検討が遅れている項目もあるが、期限を定めて具体策を策定し、確実に実行へ移していく。また、既に提案されている項目に加え、特に若い会員の意見を収集し、若い会員の方々が必要としている施策を追加していく予定である。この、中期ロードマップの実行が、2021年度に引き続き今年度の活動の大きな柱となる。

もう一つ、JSCAの活動において考慮しなければならないものに2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）がある。掲げられた17の目標の2030年達成へ向けて国を挙げて取り組んでいる。これら目標については、建築構造技術者にできることは数多くある。その中でも「8.働きがいも経済成長も」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」「11.住み続けられるまちづくりを」「13.気候変動に具体的な対策を」「15.陸の豊かさを守ろう」などの目標は、非常に深い関わりがある。

昨今、地球温暖化対策の必要性が世界的にも益々クローズアップされており、日本でも2020年の菅前総理による「2050年カーボンニュートラル宣言」が出され、その実現へ向けて本格的に検討され始めている。これは、「13.気候変動に具体的な対策を」「15.陸の豊かさを守ろう」に対応する活動で、建築の世界においても、2019年に建築物省エネ法を改訂し対策を強化したが、さらなる追加の対策により住宅も含めて建築物の省エネが加速されようとしている。運用段階でのエネルギー消費が画的に低減されることで、建設段階でのエネルギー削減の必要性が指摘されている。

このような状況下、国の施策として木材の利用促進が推進されている。中大規模建築物の木造化や、混合構造などの部分的な木造化の促進が提案されており、今後規制の緩和、設計情報の公開、補助金の充実などが予想される。このような状況下、JSCAでは、今まで主に二つの活動をしている。一つは、住宅が中心だった日本の木造建築を、非住宅や中・大規模木造建築に広げ、木質材料の普及を図る活動である。国として中大規模建築物の木造化を推進していく中でこのような建築物を設計できる設計者不足が指摘されており、JSCAでは中大規模木造建築物を設計しようとする構造設計者の参考となるように「具体的な構造設計の流れにそった情報発信」を進めていく。二つ目は、中大規模ビル型建物において建物全体を木造と

することに拘らず、部分的な木質化を進めることで、木材の使用をさらに増やす取り組みである。地球環境問題委員会が中心となり提言として社会へ発信する予定であったが、社会的に木造普及が加速され情勢が変化していること、数値目標やその実現性、確認方法、JSCAの役割など課題も多いことなどから、提言として発信することよりも、課題解決に向けて具体的な活動に注力する。さらには、木造関連会社との技術交流を活性化し、木造建築の普及に貢献する。

次に、適正な業務報酬の獲得は、構造技術者の地位が向上し、その価値に見合った報酬を得る活動で、「8.働きがいも経済成長も」に対応した活動になる。今年度は、告示98号の見直しを検討されており、現状不合理な点についてはこの機会に改善を働きかけていく。4月以降に業務量調査が行われその結果をもとに改定の内容検討が行われる予定である。JSCAとして、構造技術者が働きがいのある職業であり続けるため、また、次世代の構造技術者が育つ環境をつくるため、建築の設計監理業務における適正な業務報酬が得られるよう積極的に取り組んでいく。

地震国日本においては、BCPや安全・安心の観点から性能設計が大変重要になっている。さらに、建築物を使い続ける、すなわち、長寿命化にも性能設計は欠かせないものとなっている。これは、「11.住み続けられるまちづくりを」を目指す活動の一つである。JSCAでは、昨年11月に技術委員会が作成した「JSCA性能設計説明書2021年版【耐震性能編（簡易法）】（案）」を会員に対して公開した。2018年に公開した「JSCA性能設計説明書2017年版【耐震性能編】」が高さ20m以上の建物への適用が可能であったのに対して、低層建物へも適用できる手法の（案）として公開し、会員の皆さんのご意見をいただいたうえで、成案として普及を図っていきたいと考えている。これにより、より多くの建物に性能設計を適用できるようになり、建物の安心・安全、長寿命化にも貢献できるものと考えている。

国土交通省では、建築物の生産プロセスおよび維持・管理においてBIMを通じて情報が一貫して利活用される仕組みの構築を図り、建築分野での生産性向上を図るため、2019年6月より建築BIM推進会議を設けBIMの推進を図っている。これは「9.産業と技術革新の基盤を作ろう」につながる活動で、今後、BIMが設計段階でも活用が進むものと考えられるため、JSCAでは、技術委員会プログラム部会傘下に構造BIM仕様検討WGを立ち上げ検討を行ってきた。すぐにBIMを利用した設計が一般的になる状況にはないが、今後BIMの利活用が普及する段階において会員ができるだけ無理なくそれに対応できるよう、BIMへの理解を助ける活動、BIM導入および活用のハードルを下げる活動を中心に重点的に活動して行く。

このほか、定款第3条に定める目的達成のための対外的及び社会的な活動を引き続き継続する。

以上のような認識に立ち、2022年度は以下の3項目を重点目標とする。

- 1) JSCA 中期ロードマップの実行
- 2) SDGs 達成へ向けての活動
- 3) BIM 普及へ向けた基盤づくりの活動

□事業計画

1. 重点目標に関連する事業

- 1) JSCA 中期ロードマップの実行へ向けた活動
  - (1) 構造設計一級建築士の半数以上をJSCA正会員が占め、共に活躍していく
  - (2) 単年度毎での収支を均衡または黒字化を続けられる体制を構築する
  - (3) JSCA建築構造士の価値を高め、受験者、資格者数を増やす
- 2) SDGs 達成へ向けての活動
  - (1) 中大規模木造建築の構造設計に係る情報整備(目標13、15)
  - (2) 木造関連会社との技術交流及び委員会活動等の活性化(目標13、15)
  - (3) 適正な業務報酬獲得(目標8)
  - (4) JSCA性能設計【耐震性能編】の公開・普及(目標11)
- 3) BIM 普及へ向けた基盤づくりの活動(目標9)
  - (1) 構造設計BIMデータのルールづくり
  - (2) 構造設計BIM普及のための市販構造計算プログラムとの連携強化
  - (3) BIMに関する情報発信

2. その他の定款に定める事業

- 1) 建築構造の設計、工事監理等に関する調査研究及び規準の作成
  - (1) 建築構造の設計、工事監理等に関する調査研究
  - (2) 第三者による構造性能確認を行うピアレビュー制度の推進
  - (3) 建築構造に関する調査研究の受託
  - (4) 建築構造の設計、工事監理に関する規準の必要に応じた見直し検討及び普及
  - (5) 建築構造技術者の職能・業務・報酬基準の必要に応じた見直し検討
- 2) 建築構造の設計、工事監理等に関する技術書の刊行及び会誌の発行
  - (1) 技術書の刊行及び会誌の発行
  - (2) 協会PRのための出版物の刊行
- 3) 建築構造技術の向上に関する国際交流の推進
  - (1) 日中建築構造技術交流会への協力
  - (2) 世界構造技術者会議(SEWC)への協力
  - (3) 日米建築構造技術協議会への協力
  - (4) 建築構造設計に関する国際会議等への参加
- 4) 建築構造の設計、工事監理等に関する講習会等の開催

- (1) 調査研究発表会、講演会及び見学会等の開催
- (2) 構造設計実務者研修(基礎編、実践編及び応用編)の開催
- 5) 建築構造の設計者・工事監理者の育成及び登録
  - (1) JSCA建築構造士制度にかかる認定試験、登録及び定期講習等の実施
  - (2) 構造デザイン発表会の開催
- 6) 建築構造の設計者・工事監理者の表彰
  - (1) JSCA賞の選考及び表彰
  - (2) JSCA賞受賞者講演会の開催
- 7) 地震等災害時における公的機関が行う被害調査等への協力
  - (1) 地方公共団体等からの要請に基づく建築物応急危険度判定等の実施
  - (2) 被害調査等の実施への協力
- 8) 建築構造の設計者・工事監理者等への建築構造の設計及び工事監理等に関する助言及び支援
  - (1) 構造設計者、建築物所有者及びマンション管理組合等からの依頼による構造レビューの実施
  - (2) 構造設計者、建築物所有者及びマンション管理組合等からの依頼による耐震診断・補強判定等の実施
- 9) その他本協会の目的達成のための事業
  - (1) 建築行政への協力及び提言
    - ①建築設計及び工事監理業務の専門分化に伴う諸制度の見直しに関する行政への提言及び協力
    - ②建築構造に関する技術基準等の制定・改定について行政への協力及び提言
    - ③既存建築物の耐震化推進に関する行政への協力
    - ④業務報酬基準等に関する法制度運用への提言及び協力
  - (2) 関係諸団体との相互交流
    - ①建築構造技術者の資格制度及び継続職能開発(CPD)について関係諸団体との連携
    - ②各種催物の共催等、関係諸団体との協力・交流の促進
    - ③建築構造の設計、工事監理に関わる業務報酬体系整備に関する関係団体との共同研究及び調整
  - (3) 平常時及び非常時における一般市民・地域行政を対象にしたボランティア活動の実施
  - (4) JSCA構造設計賠償責任保険の普及・充実